

株 主 各 位

東京都中野区沼袋四丁目 27 番 15 号
クボデラ株式会社
代表取締役社長 窪寺 伸浩

第 14 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 14 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年 7 月 17 日(水曜日)午後 5 時 30 分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和元年 7 月 18 日(木曜日) 午前 10 時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号
中野サンプラザ 8 階研修室
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 第 14 期(平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで)事業報告の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 第 14 期(平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで)計算書類承認の件
 - 第 2 号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第 3 号議案 取締役 5 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kubodera.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔 平成 30 年 5 月 1 日から
平成 31 年 4 月 30 日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、米中の貿易戦争が顕在化し、それにともなって世界的な景気減速が予測されること、また、この秋に消費税増税が予定されていることから、景気減速が予測されます。政治、経済ともに不透明感を増大させているのが、現状であります。

このような経済状況の中、住宅業界におきましては、平成 29 年度の住宅着工数は 946 千戸と前年度を約 30 千戸下回り、着工数が減少に転ずる傾向にあります(国土交通省「平成 29 年度住宅関連データ」)。また、平成 30 年度は 942 千戸であり、さらに減少させています(国土交通省「建築着工統計調査報告平成 30 年計」)。住宅業界も、新築着工数を競う時代から、リフォームや既存住宅のリノベーション、非住宅物件の建設と新しいニーズが生まれる時代へと変わってきております。

このような状況の下、当社は、木材事業者の廃業等によって業者が減る中、人員の増強、設備の増大等によって業績の拡大につなげることができました。

これらの結果、売上高は 1,520,035 千円(前年同期比 11.7%増)、営業利益は 21,837 千円(前年同期比 1.5%増)、経常利益は 8,860 千円(前年同期比 16.9%増)、当期純利益は 2,832 千円(前年同期比 39.8%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①木材事業

当セグメントにおきましては、前事業年度からの流れである、木材小売業者への販売から、ビルダーや建設会社、工務店への販路拡大を続けております。さらに、設計事務所への営業も一部開始し、新しいニーズを喚起しております。従来の輸入商品である無垢材のみならず、集成材や羽目板等のラインナップも売上の増大に寄与しました。その結果、売上高(商品売上高)は 1,425,708 千円(前年同期比 17.2%増)、営業利益は 28,930 千円(前年同期比 524.9%増)となりました。

②住宅事業

当セグメントにおきましては、小・中規模のリフォームを主とした売上となりました。今後当事業への人材の投入をはかっていく所存であります。その結果、売上高(完成工事高)は 94,328 千円(前年同期比 35.0%減)、営業損失は 179 千円(前期営業利益 25,678 千円)となりました。

(2) 資金調達等の状況

①資金調達

当事業年度中に実施をした資金調達状況は以下のとおりであります。

1)新株発行による資金調達

平成 31 年 4 月、第三者割当増資により 18,000 千円を調達いたしました。

2)借入による資金調達

相模原販売所等の設備投資や運転資金を目的とした総額 465,100 千円の借入を行ないました。

②設備投資

木材事業、相模原販売所の倉庫機能拡充のための設備の増設など、総額63,824千円の設備投資を行いました。

(3)直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 平成 28 年 6 月期	第 12 期 平成 29 年 4 月期	第 13 期 平成 30 年 4 月期	第 14 期 平成 31 年 4 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	151,810	768,400	1,361,336	1,520,035
営 業 利 益 (千円)	1,188	9,027	21,514	21,837
経 常 利 益 (千円)	1,123	2,740	7,580	8,860
当 期 純 利 益 (千円)	943	1,925	4,706	2,832
1 株当たり当期純利益 (円)	25.40	1.20	2.38	1.42
純 資 産 (千円)	26,497	124,271	128,982	149,778
総 資 産 (千円)	63,612	1,177,431	1,294,888	1,481,475
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	283.70	62.81	65.20	69.39

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

2. 平成 29 年 7 月 20 日付で、普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。上記では平成 28 年 6 月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算出しております。

(4)対処すべき課題

当社は、中長期的な成長と事業のリスク分散の観点から、下記の課題について取り組む必要があると考えております。

①経営管理体制の強化

当社は、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

②人材の育成及び確保

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。

また、事業拡大に伴い、中途採用による増員、技能実習生の受入れの継続、中堅社員及び管理職の育成、ヘッドハンティングにも努めてまいります。特に住宅事業におきましては、有資格者の登用及びリフォーム分野での技能実習生導入も考えております。

③既存事業の深化

当社は、木材事業と住宅事業の二つのセグメントを持っております。

木材事業におきましては、地球規模の天然林の枯渇に対し、常に、既存取引産地のみではなく、新たな仕入先を確保していかなければなりません。また、生産及び加工を中国の工場に依存しておりましたが、本年度は一部の加工の拠点をベトナムに移し、可能性を探究してまいります。

住宅事業におきましては、既存住宅を所有されている顧客があり、その数は約一千戸になります。現在は、主に小規模なリフォームを取り扱っておりますが、持ち主が高齢化する中で、不動産の売買を含む有効な資産活用が求められております。当社と顧客との関係は長く深いですが、より関係を強固にするため、

相続の相談を深化させ、土地の流通、転売、再開発等、不動産業者としての側面を発展させてまいります。さらに、前年度は「いい住まいは『間取り』と『素材』で決まる」という新築の住まいづくりに関する書籍を刊行し、一定の反響をいただきましたが、今年度はそのリフォーム版ともいえるべき「いいリフォームは『素材』と『業者』で決まる」を刊行し、リフォーム事業に特化していく所存であります。また、リフォームそのものばかりでなく、リペアやハウスクリーニング等の周辺事業にも進出してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、木材事業と住宅事業を営んでおります。

木材事業は、主に木材及び木質建材の輸入卸売を行っております。

住宅事業は、主に注文住宅やリフォームの提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 営業所(平成 31 年 4 月 30 日現在)

名 称	所在地
本 社	東京都中野区
相 模 原 販 売 所	神奈川県相模原市中央区
首都圏サービスセンター	埼玉県さいたま市南区
横 浜 販 売 所	神奈川県川崎市幸区
住 宅 事 業 部	東京都大田区

② 従業員の状況(平成 31 年 4 月 30 日現在)

従業員数(前事業年度末比)	平均年齢	平均勤続年数
28 名(3 名増)	42.8 歳	2 年 0 ヶ月

(注)従業員には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者が 1 名おりますが、従業員数、平均年齢、平均勤続年数の計算には含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額(平成 31 年 4 月 30 日現在)

借入先	借入額(千円)
西京信用金庫	363,695
株式会社常陽銀行	213,459
東京東信用金庫	129,705
株式会社商工組合中央金庫	122,705
株式会社きらぼし銀行	39,508
株式会社三菱UFJ銀行	30,150
西武信用金庫	27,262
株式会社りそな銀行	27,030
株式会社三井住友銀行	24,169

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式数 7,910,000 株

(2) 発行済株式の総数 2,158,400 株

(3) 当事業年度末の株主数 38 名

(4) 上位 10 名の株主

平成 31 年 4 月 30 日現在

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
窪寺 伸浩	1,366,400	63.30
窪寺 真理	282,000	13.06
山下 直	110,000	5.09
窪寺 和子	40,000	1.85
山崎 邦利	40,000	1.85
横尾 紀雄	40,000	1.85
トーヨーマテリア株式会社	30,000	1.38
七戸 淳	22,000	1.01
伊藤 純一	20,000	0.92
佐竹 康峰	20,000	0.92
西野 信夫	20,000	0.92

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
窪寺 伸浩	代表取締役社長	
窪寺 真理	取締役(経営管理室長)	
石川 渉	取締役(木材事業部長)	
吉田 俊夫	取締役(管理部長)	
山崎 邦利	常勤監査役	
玉木 賢明	社外監査役	玉木賢明法律事務所所長
尾久土 公憲	社外監査役	尾久土公憲税理士事務所所長

(注) 1. 社外監査役玉木賢明氏及び尾久土公憲氏は、社外監査役であります。

2. 常勤監査役山崎邦利は、長年にわたり金融機関に在籍した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 社外監査役玉木賢明は、長年にわたり法律事務所を経営してきた経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 社外監査役尾久土公憲は、長年にわたり税理士事務所を経営してきた経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報 酬	
	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役	2	34,290
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	2,880 (720)
合 計 (うち社外役員)	5 (2)	37,170 (720)

(3)社外役員に関する事項

①社外監査役 玉木賢明

ア. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

玉木賢明法律事務所の所長であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会への出席率は47%、監査役会への出席率は64%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

②社外監査役 尾久土公憲

ア. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

尾久土公憲税理士事務所の所長であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会への出席率は53%、監査役会への出席率は73%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

5. 会計監査人の状況

当社は会計監査人の設置をしておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために行動基準を定め、「経営計画書」と題した手帳型の冊子にして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ. 法令の知識及び法令順守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

ハ. 業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

ニ. コンプライアンス体制については、経営管理室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規定に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、

これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕在化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規程に従い、取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議の上、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由にして不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ. 当社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ. 監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役と定期的に意見交換をする。

⑨前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社は、反社会的勢力及び団体への対応を行動基準に定め、「経営計画書」として全役職員に配布し、周知徹底を図る。

ロ. 経営管理室を対応窓口として、管轄警察署や暴力追放推進センター等の外部専門機関等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

- イ. 当社の行動基準が記載されている「経営計画書」を全役職員に配布し、経営計画発表会や日々の朝礼において読み合わせを行い、新たに入社した社員にもその周知徹底を図りました。
- ロ. 業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告の上、必要に応じて改善提言を行いました。

②損失の危険の管理に対する取組み

リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会へ報告しました。

③取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

- イ. 取締役会規程に従い、取締役会を毎月 1 回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。
- ロ. 法令及び社内規程に従い、取締役会議事録等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書を閲覧、点検しました。

④監査役監査の実効性の確保

- イ. 監査役は、監査役会のほか、取締役会等重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。
- ロ. 当事業年度において監査役会は、代表取締役と意見交換を行うなど、監査の実効性の向上を図りました。

貸 借 対 照 表

(平成 31 年 4 月 30 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,275,183	流動負債	856,115
現金及び預金	260,053	支払手形	209,804
受取手形	101,115	買掛金	75,549
売掛金	331,809	工事未払金	10,058
完成工事未収入金	4,012	短期借入金	294,196
商品及び製品	560,713	一年内返済予定の長期借入金	237,733
未成工事支出金	1,482	リース債務	7,617
前払費用	15,499	未払費用	14,320
未収消費税等	1,449	未払法人税等	5,049
その他	854	その他	1,790
貸倒引当金	△1,803	固定負債	475,583
固定資産	206,292	長期借入金	454,526
有形固定資産	156,980	リース債務	20,943
建物及び附属設備	78,653	その他	115
機械装置及び車輛運搬具	88,801		
工具、器具及び備品	4,217	負 債 合 計	1,331,697
土地	42,407		
リース資産	26,574	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△83,672	株主資本	149,809
無形固定資産	0	資本金	107,000
その他	0	資本剰余金	51,950
投資その他の資産	49,311	資本準備金	51,950
長期性預金	24,791	利益剰余金	△9,141
出資金	4,133	利益準備金	4,000
敷金及び差入保証金	7,335	その他利益剰余金	△13,141
長期前払費用	5,629	繰越利益剰余金	△13,141
保険積立金	5,918	評価・換算差額等	△31
繰延税金資産	1,309	その他有価証券評価差額金	△31
その他	196	純 資 産 合 計	149,778
資 産 合 計	1,481,475	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,481,475

損 益 計 算 書

(平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		1,520,035
売上原価		1,186,603
売上総利益		333,432
販売費及び一般管理費		311,595
営業利益		21,837
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	35	
保険金収入	3,315	
受取手数料	960	
その他	2,868	7,241
営業外費用		
支払利息	19,948	
その他	269	20,217
経常利益		8,860
税引前当期純利益		8,860
法人税、住民税及び事業税	6,524	
法人税等調整額	△496	6,028
当期純利益		2,832

株主資本等変動計算書

(平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算 価額等		純資産 額合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	98,000	42,950	42,950	4,000	△15,973	△11,973	128,977	5	5	128,982
当期変動額										
新株の発行	9,000	9,000	9,000				18,000			18,000
当期純利益					2,832	2,832	2,832			2,832
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								△36	△36	△36
当期変動額合計	9,000	9,000	9,000	—	2,832	2,832	20,832	△36	△36	20,796
当期末残高	107,000	51,950	51,950	4,000	△13,141	△9,141	149,809	△31	△31	149,778

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

② 未成工事支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物及び附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備	6～38 年
機械装置及び車輛運搬具	2～8 年
工具、器具及び備品	3～15 年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は 5 年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	75,097 千円
受取手形	8,451 千円
土地	17,175 千円
計	100,723 千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000 千円
一年内返済予定の長期借入金	99,701 千円
長期借入金	166,900 千円
計	366,601 千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行 3 行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度 及び貸出コミットメントの総額	230,000 千円
借入実行残高	157,030 千円
差引額	72,970 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,158,400 株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	825 千円
貸倒引当金	470 千円
その他	14 千円
繰延税金資産合計	1,309 千円

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引(借主側)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、附属設備、車輛運搬具、工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

① リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
附属設備	3,300 千円	330 千円	2,970 千円
車輛運搬具	19,870 千円	6,083 千円	13,788 千円
工具、器具 及び備品	12,187 千円	2,371 千円	9,816 千円
合 計	35,357 千円	8,784 千円	26,574 千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	7,052 千円
1 年超	19,521 千円
合 計	26,574 千円

③ 当期支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,617 千円
減価償却費相当額	6,043 千円
支払利息相当額	1,203 千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、定額法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	4,331 千円
1 年超	9,457 千円
合 計	13,788 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は、1 年以内の支払期日であります。借入金については、主に営業取引及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金等については、経常的に発生しており、各事業部門における担当者及び管理部が、所定の手続きに従って定期的に債権の回収状況のモニタリング

を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告等を行っております。

ロ. 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクについては、随時為替の動きをチェックした上で、個別の案件ごとに対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金及び工事未払金等については、各事業部門からの報告に基づき、管理部が月次単位で適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	260,053	260,053	-
(2)受取手形	101,115	101,115	-
貸倒引当金(※)	△559	△559	-
	100,555	100,555	-
(3)売掛金	331,809	331,809	-
貸倒引当金(※)	△1,243	△1,243	-
	330,566	330,566	-
(4)完成工事未収入金	4,012	4,012	-
(5)未収消費税等	1,449	1,449	-
(6)長期性預金	24,791	24,783	△8
資 産 計	721,426	721,418	△8
(1)支払手形	209,804	209,804	-
(2)買掛金	75,549	75,549	-
(3)工事未払金	10,058	10,058	-
(4)短期借入金	294,196	294,196	-
(5)未払法人税等	5,049	5,049	-
(6)長期借入金(一年内返済予定を含む)	692,259	660,209	△32,049
(7)リース債務(一年内返済予定を含む)	28,560	27,480	△1,080
負 債 計	1,315,473	1,282,344	△33,129

(※)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(5)未収消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形、(3)売掛金、(4)完成工事未収入金

貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は、貸倒実績率及び個別の回収可能性による回収不能見込額に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(5)長期性預金

預金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)工事未払金、(4)短期借入金、(5)未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金(一年内返済予定を含む)、(7)リース債務(一年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入、またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
出資金	4,133
敷金及び差入保証金	7,335
保険積立金	5,918

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称または氏名	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
役員	窪寺伸浩	63.3%	当社代表取締役 債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注2)	927,683	—	—

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注2)当社の借入債務に対し、窪寺伸浩氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に、保証料の支払いは行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 69円39銭

1株当たり当期純利益 1円42銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(1)資金の借入について

令和元年5月23日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行っております。

①資金の借入の理由

当社住宅事業部事務用地を取得することを目的に、金融機関より借入を行いました。

②資金の借入の内容

借入日 令和元年5月30日

金額 100,000千円

金利 年2.00%

借入期間 30年

貸付人 西京信用金庫 沼袋支店

担保状況 固定資産取得対象物件、代表取締役による被保証

当社との関係 資本関係、人的関係、取引関係はありません。

③今後の見通し

今回の資金の借入による令和2年4月期の業績に与える影響は軽微であります。

(2) 固定資産の取得について

平成31年4月2日開催の取締役会決議に基づき、固定資産を取得いたしました。

①取得の目的

当社の住宅事業部(東京都大田区)は、土地等を賃借しておりましたが、同事業所の資産価値向上のため、土地を取得することを決議いたしました。

②取得資産の内容

資産の名称 及び所在地	面積	取得金額	資金計画
土地 (東京都大田区)	126.31 m ²	105,000 千円	金融機関による 借入

③取得先の概要

取得先の概要につきましては、取得先からの強い要望があり、開示を控えさせていただきますが、東京都内で不動産業を営む法人1社であります。なお、取得先との間には、資本関係、人的関係、取引関係として特記すべき事項はありません。

④取得の日程

①取締役会決議	平成31年4月2日
②契約締結日	平成31年4月15日
③物件引渡日	令和元年5月31日

⑤今後の見通し

今回の固定資産の取得による令和2年4月期の業績に与える影響は軽微であります。

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの第 14 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

《監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容》

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項、及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

《監査の結果》

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

令和元年6月20日

クボデラ株式会社 監査役会

監査役 山崎 邦利 ㊞

監査役 玉木 賢明 ㊞

監査役 尾久土公憲 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 第14期（平成30年5月1日から平成31年4月30日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、前記添付書類に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。取締役会及び監査役会は第14期計算書類が、法令及び定款に従い会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する監査役の意見の要旨は、添付書類18頁の「監査役会の監査報告書」に記載のとおりであります。

第2号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、平成31年4月期の決算において13,140,777円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の機動性を確保するために、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

1. 資本準備金の額の減少

(1) 減少する資本準備金の額

平成31年4月30日現在の資本準備金51,950,000円のうち13,140,777円を減少し、減少後の資本準備金の額を38,809,223円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その減少額13,140,777円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

令和元年7月19日

2. 剰余金の処分

(1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金	13,140,777円
----------	-------------

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金	13,140,777円
---------	-------------

(3) 剰余金の処分の方法

会社法第452条の規定に基づき、上記1. 資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、平成31年4月30日現在の繰越利益剰余金の欠損13,140,777円を全額解消する予定です。

(4) 剰余金の処分の効力発生日

令和元年7月19日

3. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更を生じるものではなく、業績に与える影響はありません。

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって、現任取締役4名は全員任期満了となります。経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴等		所有する 当社株式数
1	窪寺 伸浩 (昭和36年4月22日生) 【再 任】	昭和60年4月 昭和62年4月 平成7年8月 平成17年7月	丸宇木材市売(株)入社 クボデラ(有)入社 同社代表取締役就任 マルトミホーム(株)(現当社)設立、 代表取締役就任(現任)	1,366,400株
2	窪寺 真理 (昭和38年9月12日生) 【再 任】	昭和61年4月 平成5年7月 平成10年3月 平成18年3月	ユニチャーム(株)入社 クボデラ(有)入社 同社取締役就任 マルトミホーム(株)(現当社)取締役就任 (現任、経営管理室長)	282,000株
3	石川 渉 (昭和30年2月23日生) 【再 任】	昭和50年5月 昭和52年5月 昭和56年10月 昭和61年11月 平成15年12月 平成28年4月 平成28年6月	(有)キャントニー入社 (株)トミーニット入社 (株)グリスビー入社 (株)吉弘商会入社 クボデラ(有)入社 同社取締役就任 マルトミホーム(株)(現当社)取締役就任 (現任、木材事業部長)	5,000株
4	榎本 稔 (昭和52年11月11日生) 【新 任】	平成12年4月 平成20年11月 平成25年1月 平成25年9月 平成26年9月 平成30年5月	日本ユニコム(株)入社 日産センチュリー証券(株)入社 (株)フロンティアエージェンシー入社 岩崎印刷(株)入社 クボデラ(有)入社 当社管理部副部長(現任)	1,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴等		所有する 当社株式数
5	山崎 邦利 (昭和47年10月28日生) 【新 任】	平成8年4月 平成11年10月 平成16年2月 平成22年8月 平成27年3月 平成28年6月	BASFジャパン(株)入社 モールドフローージャパン(株)入社 フィナンシャルディストリクト(株)入社 ジブラルタ生命保険(株)入社 一般社団法人経営戦略推進機構 代表理事就任(現任) マルトミホーム(株)(現当社)監査役就任 (現任)	40,000株

(注)1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 山崎邦利氏は、社外取締役の候補者であります。
- 山崎邦利氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関等で経営に携わり、また当社の監査役を務めてきた経験から経営及び当社の事業に関する高い見識を有しており、有意義な助言や意見をいただけると判断したためであります。
- 山崎邦利氏の取締役選任が承認可決された場合は、同氏との間で会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 425 条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 山崎邦利氏は、現在当社監査役であります、本総会終結の時をもって辞任いたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 山崎邦利氏が本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴等		所有する 当社株式数
吉田 俊夫 (昭和20年6月3日生) 【新 任】	昭和43年4月 平成17年7月 平成28年4月 平成28年6月	大同信用金庫入庫 クボデラ(有)入社 同社取締役就任 マルトミホーム(株)(現当社)取締役就任 (現任、管理部長)	5,000株

(注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 吉田俊夫氏の監査役選任が承認可決された場合は、両氏との間で会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 425 条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings present.